

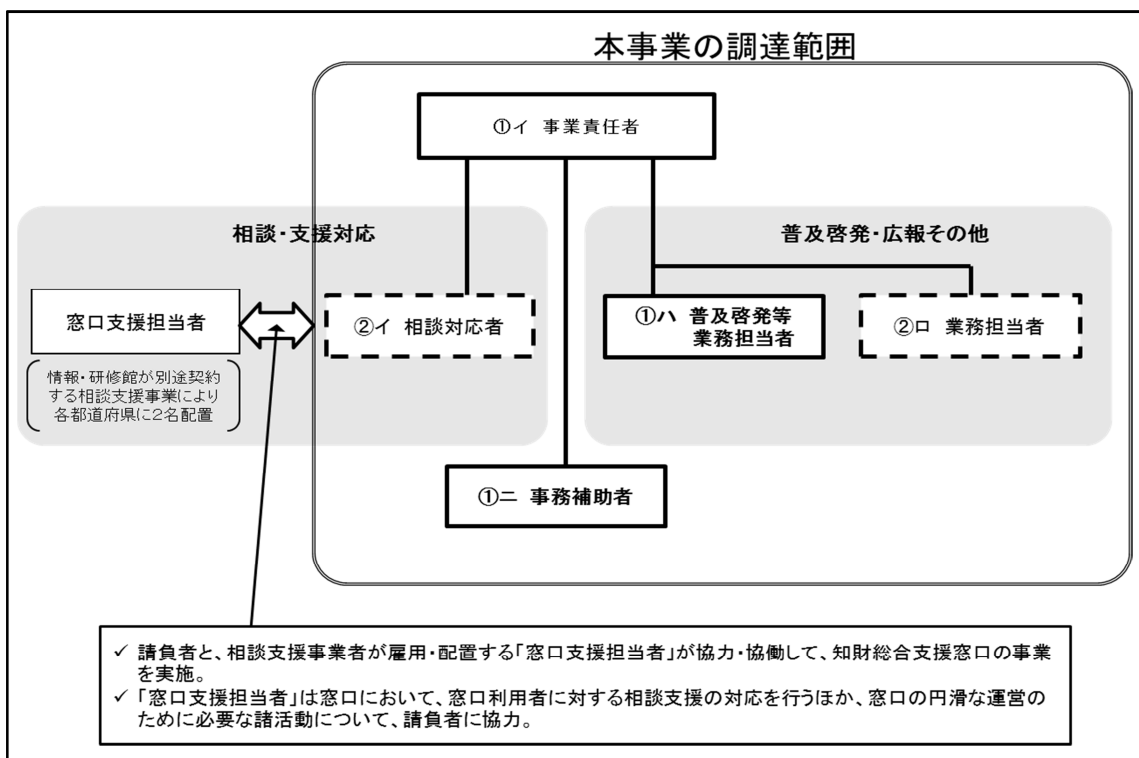
「知財総合支援窓口運營業務」企画提案公募要領に対する
ご質問とその回答について

「知財総合支援窓口運營業務」企画提案公募要領について、平成28年1月6日(水)までに寄せられた質問のうち、企画提案書及び見積書を作成する上で、質問内容と回答を公表することが必要と思われる項目を、以下のとおり公表いたします。

公募要領8頁 5.3.1.(1)【体制図】

- Q. 情報・研修館が別途契約する相談支援事業により各都道府県に2名配置する「窓口支援担当者」と、本事業の調達範囲とする組織との関連が不明。
- A. 請負者は、相談支援事業者が雇用・配置する「窓口支援担当者」と協力・協働して、知財総合支援窓口の事業遂行にあたって頂くこととしております。

【体制図】



※本事業の調達範囲中、実線は必須項目、点線は任意項目

公募要領別添5 知財総合支援窓口運営業務の経費について

- Q. 共益費、光熱水料は本業務の経費として計上できるか。
- A. 本業務に要した経費として、合理的な案分等によって額を算出できる場合は可能です。項目は窓口維持費としてください。
- Q. 什器類、パソコン等のリース料は経費として計上できるか。
- A. 計上可能です。
- Q. 公募要領 12 頁で整備が求められている「知財関係法令集」の経費は計上できるか。
- A. 計上可能です。
- Q. 消耗品費を経費として計上できるか。
- A. 本業務にのみ使用する消耗品について計上可能です。
なお、お見積もりには、何の業務にどのような消耗品を計上しているか、できるだけ詳細な内訳をご記載ください。
- Q. 携帯PCやモバイル端末を用いて、臨時窓口においてJ-PlatPat の利用、普及啓発のための企業訪問等の活動を行う場合、端末のリース料、回線料は経費として計上できるか。
- A. 計上可能です。ただし、当該端末に保存して持ち運ぶデータは、公表された資料のデータに限定させて頂く予定です。
- Q. 会計ソフトや携帯電話について経費として計上できるか。
- A. 本事業の実施にかかわらず事業者が本来持つと思われるもの、本業務の実施に直接的に必要と考えにくいものは、経費として計上できません。
- Q. 窓口運営に有用な特許情報に関する有料データベースの経費は計上できるか。
- A. 工業所有権情報・研修館が無償で提供する特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)をご利用頂くこととしておりますので、経費として計上できません。
URL: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>
- Q. 公募要領 16 頁で、任意で提案できる業務として例示される調査業務について、外注する経費は計上できるか。
- A. 企画提案において調査を行う提案があれば計上可能です。また、提案書には、外注する業務の内容をご記載ください。

公募要領様式 1～6 企画提案書

Q. 公募要領 3 頁に、「写しは、申請者の名前が分からないようにマスキング加工すること」とあるが、その範囲はどこまでか。

A. 企画提案内容の審査時に申請事業者名が分からないよう、様式 1 及び様式 2 について、事業者名を記載している箇所を黒塗りして頂くか、「当社」「〇〇〇」等の表現にしてください。

Q. 様式 5 見積書（ひな形）の中の、「4. その他構成者の経費」とは何か。

A. コンソーシアム方式で応募頂く場合の、代表法人以外の経費を計上する項目です。
なお、ひな形は、代表法人とその他構成者の経費全体に、一般管理費と消費税を計上する形式となっています。代表法人と構成者の間で、一般管理比率が異なる場合は、一般管理費と消費税には、それぞれの合算額を記載ください。

平成 28 年 1 月 8 日

工業所有権情報・研修館 地域支援部